

愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県屋外広告物条例</p> <p style="text-align: right;">昭和39年10月6日 条例第50号</p> <p>(手数料)</p> <p>第47条 次の各号に掲げる事務につき、手数料を、当該各号に定める金額によつて徴収する。ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項（同条第5項において準用する場合及び同法第6条の3の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の届出を行つた政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等（法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。）、広告旗（同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。）又は立看板等（同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）に係る第1号に掲げる許可を受けようとするときは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) <u>第6条第1項</u>、第7条第3項各号及び第11条第1項の規定による許可 9,500円の範囲内において知事が定める額</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(市及び町が処理する事務)</p> <p>第48条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、市（中核市及び大洲市を除く。）及び町が処理することとする。</p> <p>(1) <u>法第7条第2項及び第3項</u>の規定に基づく違反広告物又は違反掲出物件の除却に関する事務</p> <p>(2)～(18) 省略</p> <p>2 <u>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、前項第1号から第5号までに掲げる事務は、大洲市が処理することとする。</u></p> <p>3 <u>法第28条の規定に基づき、法第3条から第5条まで、第7条及び</u></p>	<p>愛媛県屋外広告物条例</p> <p style="text-align: right;">昭和39年10月6日 条例第50号</p> <p>(手数料)</p> <p>第47条 次の各号に掲げる事務につき、手数料を、当該各号に定める金額によつて徴収する。ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項（同条第5項において準用する場合及び同法第6条の3の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の届出を行つた政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等（法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。）、広告旗（同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。）又は立看板等（同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）に係る第1号に掲げる許可を受けようとするときは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) <u>第5条第1項</u>、第7条第3項各号及び第11条第1項の規定による許可 9,500円の範囲内において知事が定める額</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(市及び町が処理する事務)</p> <p>第48条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、市（中核市_____を除く。）及び町が処理することとする。</p> <p>(1) <u>法第7条第3項_____</u>の規定に基づく違反広告物又は違反掲出物件の除却に関する事務</p> <p>(2)～(18) 省略</p>

新	旧
<p><u>第 8 条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、大洲市が処理することとする。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第49条 この条例の規定は、中核市の区域については、適用しない。</p> <p>2 <u>第 2 章から第 4 章までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)</u></p> <p><u>は、大洲市の区域については、適用しない。</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第49条 この条例の規定は、中核市の区域については、適用しない。</p>